

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.458

平成29年2月27日発行

連絡先等

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の
右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間：午前9時～午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えないようにお願いします。

③ ホームページ

ゆうせい共済

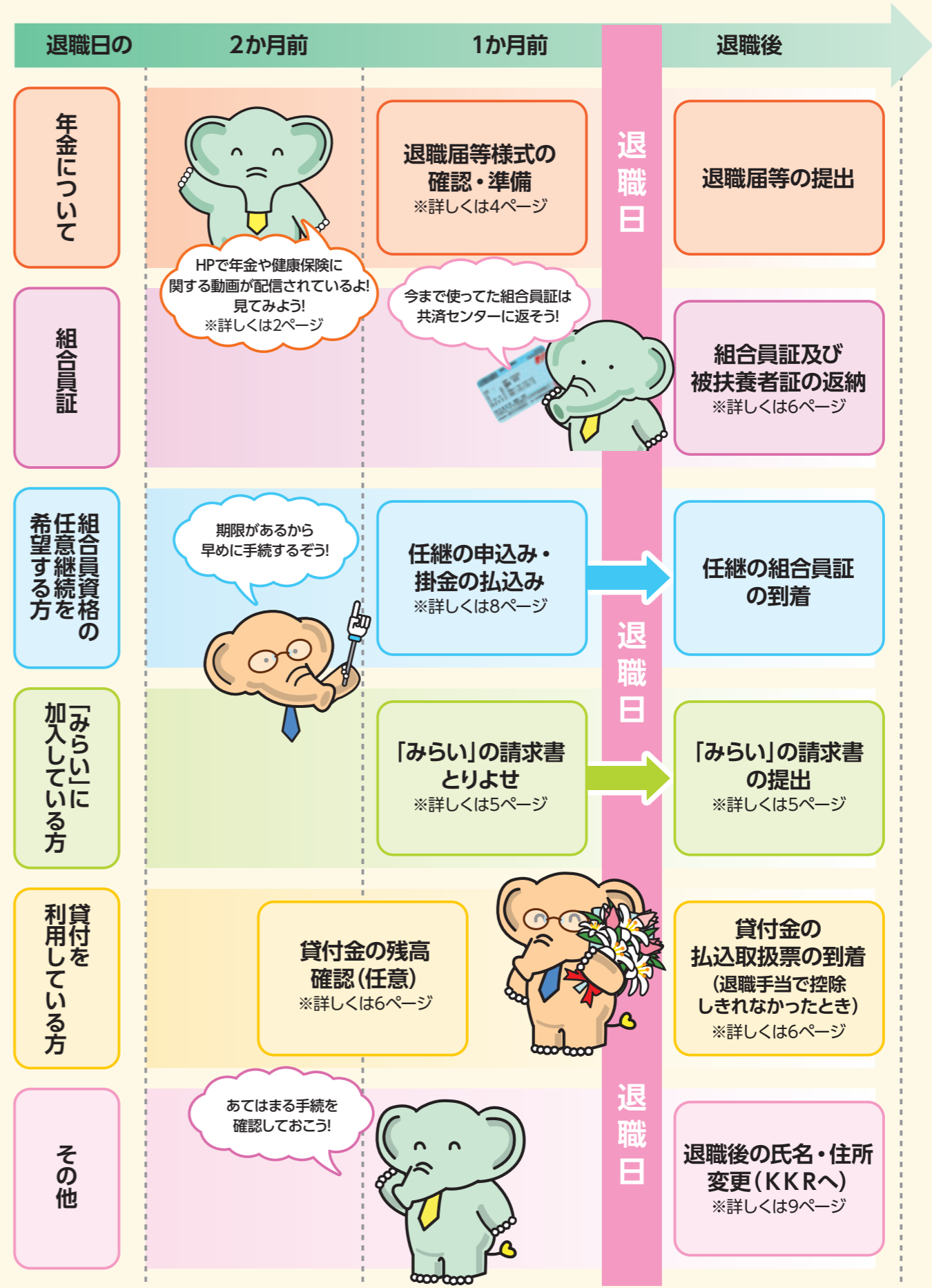
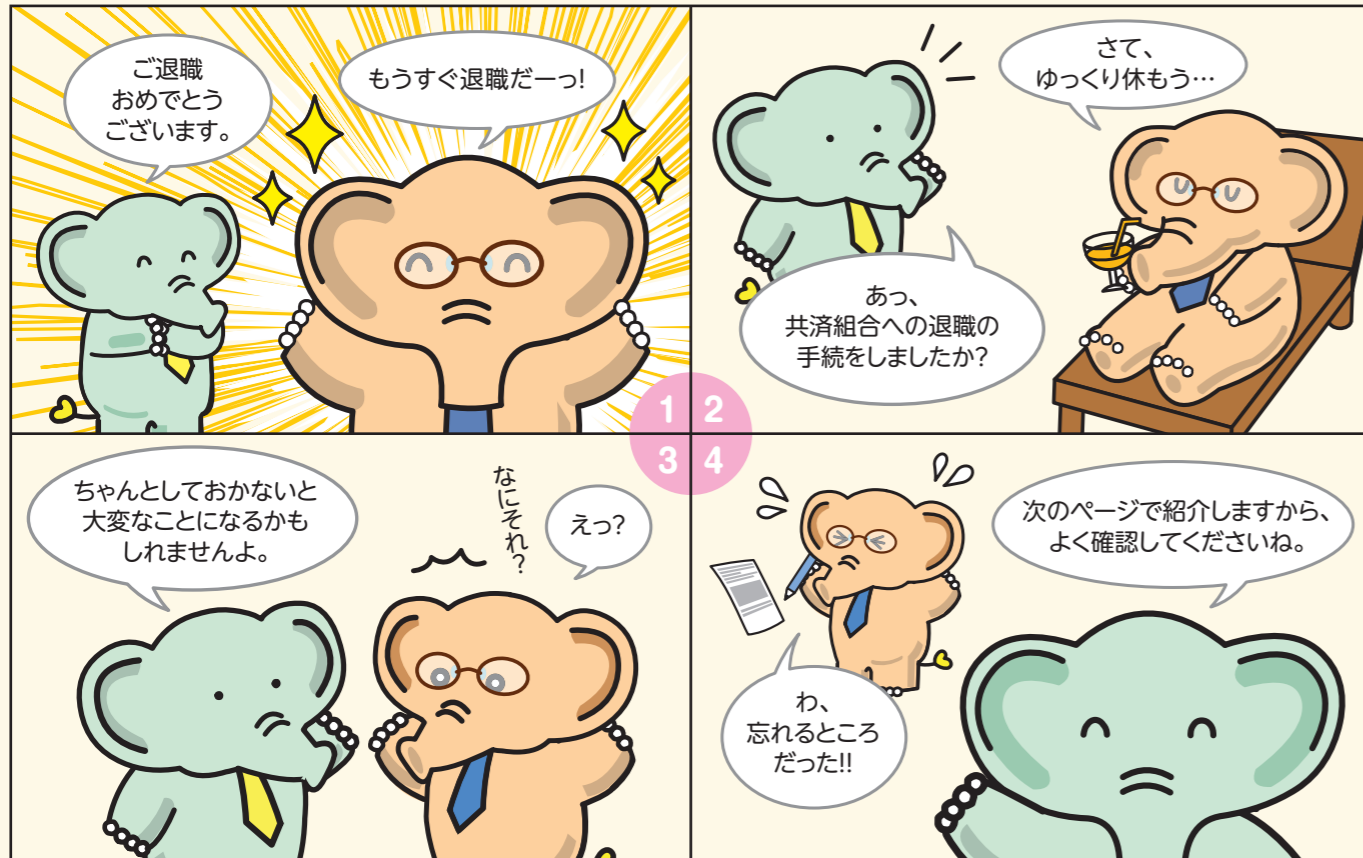
検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。
また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。

Contents

- 1 退職時に共済組合への各種手続をお忘れなく! …… 2,3
- 2 もうご覧になりましたか?退職者向け動画 …… 2
- 3 退職したときは、年金の届出を忘れずに!! …… 4
- 4 3月末日退職者の「みらい」の手続について …… 5
- 5 組合員証等は必ず共済センターへ返納してください …… 6
- 6 退職時に貸付金残高がある方へ …… 6
- 7 退職後の健康保険への加入について …… 7
- 8 任意継続組合員になるには届出が必要です …… 8
- 9 退職後の氏名または住所等の変更手続 …… 9
- 10 事故等で病院にかかる場合は必ずご連絡ください …… 9
- 11 こんなときには、被扶養者申告書及び確認資料を提出してください! …… 10,11
- 12 「歯科健診」のお知らせ …… 10
- 13 特定健診・特定保健指導を受け忘れていませんか? …… 12,13
- 14 平成29年度送金スケジュールのお知らせ …… 14,15
- 15 「被扶養者等の特定健康診査に係るアンケート」へのご回答 …… 16
- 16 社内レクリエーション行事に対する助成申請期限について …… 16

退職時に共済組合への各種手続きをお忘れなく！



もうご覧になりましたか？退職者向け動画

共済組合ホームページのトップ画面に、動画「動画で見よう！～厚生年金・任意継続組合員について～(退職予定の方向け)」のバナーがあります。

退職予定者向けに「公的年金のしくみ」、「年金を受給するための手続」、「年金請求の流れ」、「任意継続組合員制度」等をご案内しており、気になる部分だけを再生したり、繰り返し再生することや動画内の資料の印刷もできるようになっています。

退職を前に各種手続やしきみについてご覧になってみてはいかがでしょうか。



ホームページにあるこのバナーをクリック

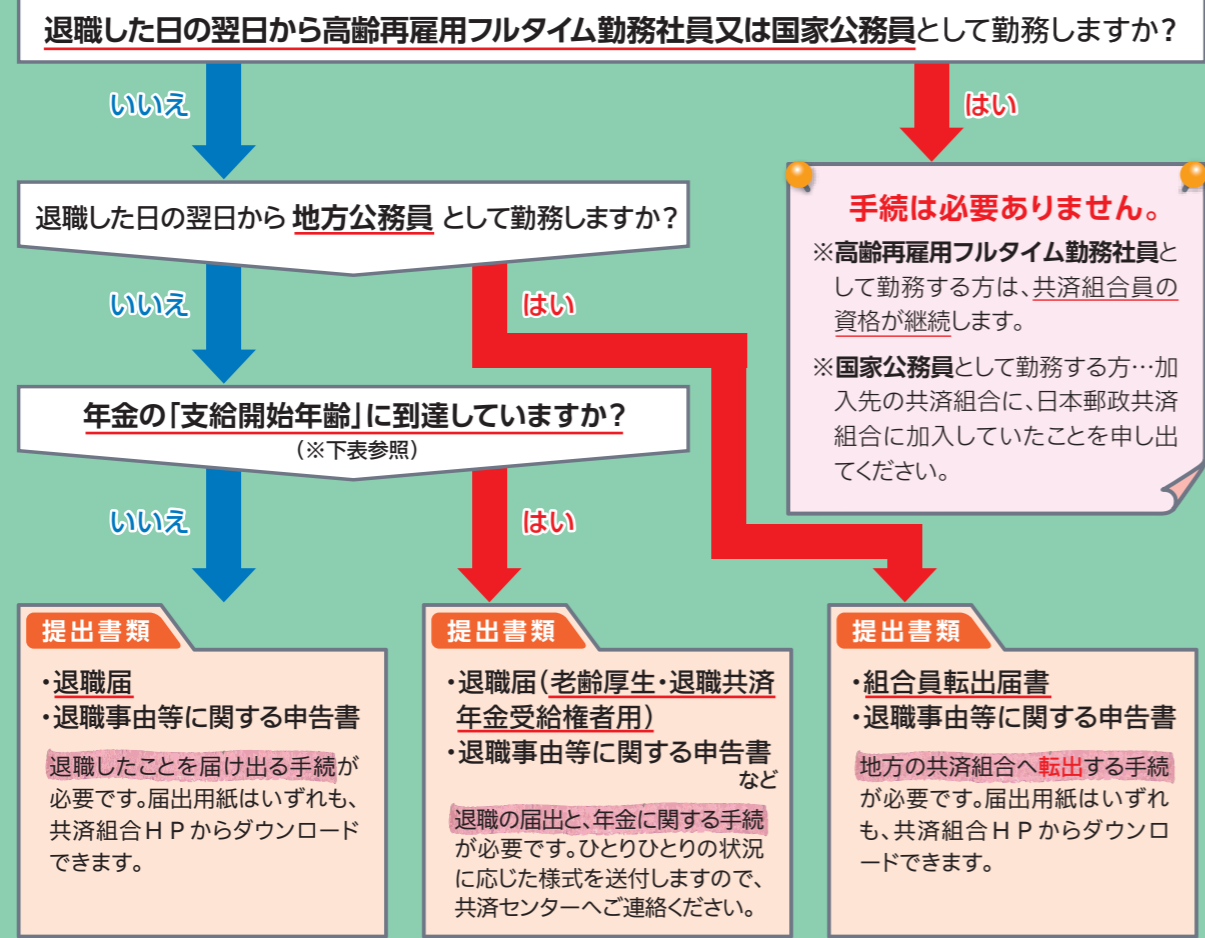
※ 映像中の法制度、金額等は平成28年9月時点のものになります。

《年金担当》

退職したときは、年金の届出を忘れずに!!

退職したときは、**退職後の勤務先**や**生年月日**に応じて、退職届の提出や年金の手続などが必要です。

退職時のお手続フローチャート



～支給開始年齢について～

生年月日	支給開始年齢
昭和28.4.2～昭和30.4.1	61歳
昭和30.4.2～昭和32.4.1	62歳
昭和32.4.2～昭和34.4.1	63歳
昭和34.4.2～昭和36.4.1	64歳

退職届等を出すことで、年金を受け取るのに必要な情報が登録されるんだぞう!

電話したら、必要な様式は送ってもらうこともできるのね!

注意

①退職する方(退職した日の翌日から**高齢再雇用フルタイム勤務社員**・**国家公務員**・**地方公務員**として勤務する方を除く)は**全員**、「**退職届**」等の提出が必要です。共済センターへご連絡いただければ、必要な様式を送付いたします。

②退職するときに**65歳に達している方**には、提出された「**退職届(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)**」などの**処理が終了後**、**国家公務員共済組合連合会(KKR)**より、「**退職等年金給付**」の請求書が送付されます。

〈年金担当〉

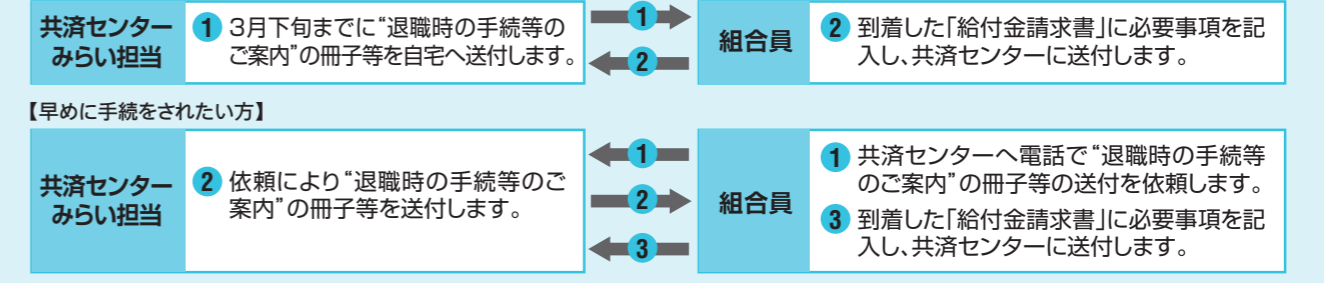
3月末日退職者の「みらい」の手続について

退職後、団体積立年金保険「みらい」は自動的に脱退扱いとなりますが、次の手続が必要です。未手続ですと、給付金を受け取ることができませんので、必ず手続をお願いします。

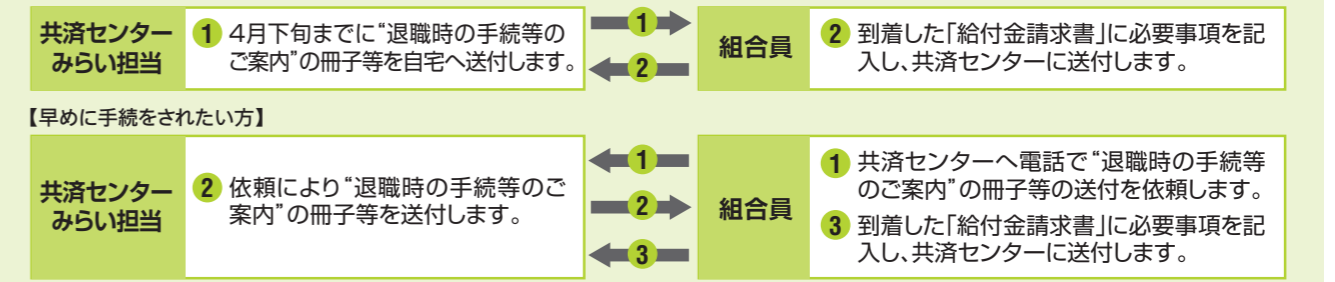
注意

- ・3月末日以外に退職する方は下記の〈50歳未満の方〉と同様の手続となります。
- ・退職後、引き続き高齢再雇用フルタイム勤務社員となられる方(共済組合員の資格を喪失しない方)であっても、「みらい」は継続できませんので、退職時の手続が必要となります。

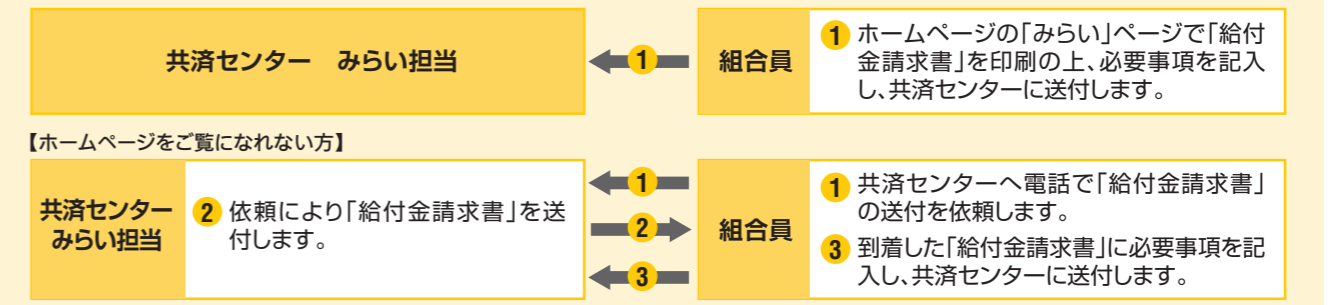
定年退職者の方



50歳以上の方



50歳未満の方

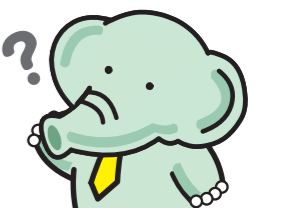


※「みらい」に加入しているかわからない場合は、給与支給明細書の控除項目5行目の「保険貯金掛金」欄に控除金額が記載されているかご覧ください。(記載されている場合は「みらい」に加入しています。)

○給付金の受取方法等のご相談は、明治安田生命保険相互会社へご連絡してください。
TEL 0120-165-660(午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く)

よくある質問

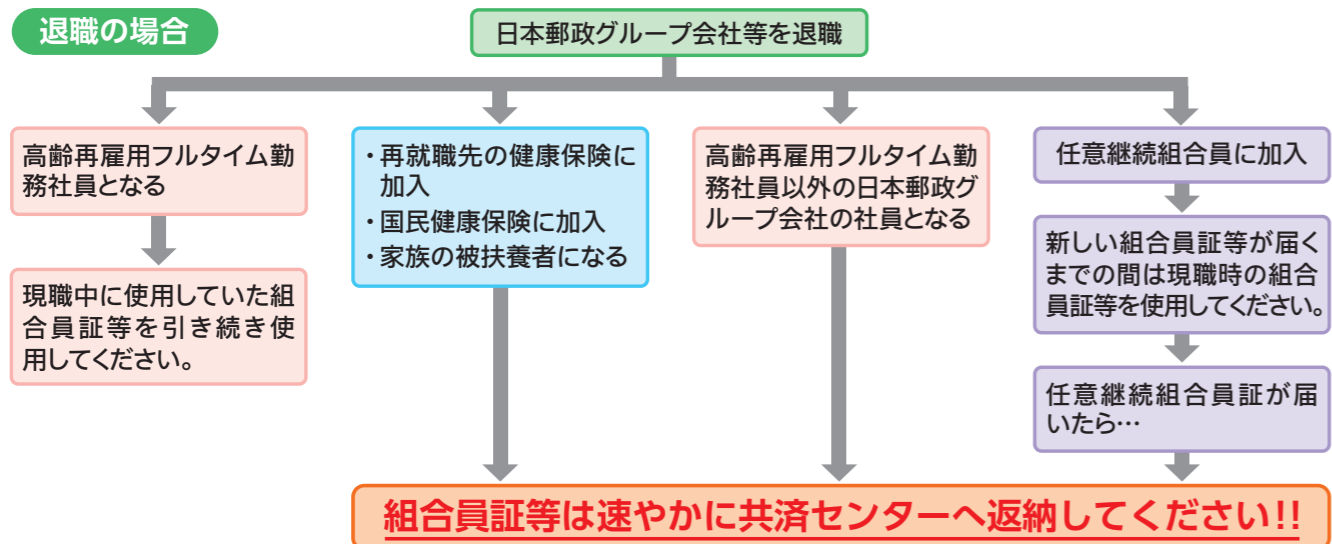
- Q** 3月末日で退職し、4月1日から高齢再雇用フルタイム勤務社員として郵便局で仕事をしますが、「みらい」に引き続き継続加入することはできますか?
- A** 「みらい」は定年退職したときは脱退することになっているため、継続加入することはできません。退職に伴う手続(給付金等の請求)をお願いします。
- Q** 年金又は一括受取を検討していますが積立金がわからないため、判断に迷っています。
- A** 明治安田生命保険相互会社のみらい専用ダイヤルへ照会してください。
TEL 0120-165-660(午前9時半～午後5時半 土、日及び祝日を除く)
または、3月上旬に送付する残高通知書(平成29年1月1日現在)を参考にしてください。



〈みらい担当〉

組合員証等は必ず共済センターへ返納してください

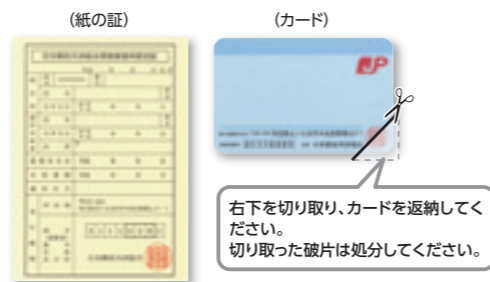
- 退職(下図参照)、短時間勤務への転換、被扶養者の要件を欠いた場合等には組合員等や被扶養者の資格を失いますので、速やかに組合員証及び家族の被扶養者証等を共済組合に返納(※)しなければなりません。
- 資格を失った後の組合員証及び家族の被扶養者証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用となり共済組合が負担した医療費(総医療費の7割～9割)を返還していただくこととなるほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがありますので注意してください。



※組合員証、家族の被扶養者証等の返納方法

- ① カードの右下を切り取ってください(紙の証はそのまま)。
- ② 『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』に記入します。
- ③ ①と②を併せて共済センターへ郵送してください。

★『「組合員証等返納票」兼「亡失届」』の様式は [HOME](#)▶[届出・申請様式](#)▶[共済組合員証、被扶養者の認定・取消について](#)▶[組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届](#)



郵送先: 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当 《被扶養者担当》

退職時に貸付金残高がある方へ

退職日に共済貸付・財形貸付の貸付金残高がある場合は、退職手当から貸付金残高を一括控除しますので、個別の手続きは必要ありません。

- Q1** 退職手当から貸付金残高を完済することができない場合はどうしたらいいですか?
- A1** 退職手当で控除可能な金額を控除し、控除しきれなかった残高は、後日共済センターから払込取扱票を送付しますので、最寄りの郵便局またはゆうちょ銀行で払い込んでください。
- Q2** 貸付金残高を確認したい場合はどうしたらいいですか?
- A2** 貸付が決定した際に共済組合から「貸付予定表」を交付していますので、当該貸付予定表を確認してください。万一紛失している場合は、ホームページから、[HOME](#)▶[届出・申請様式](#)▶[その他](#)▶[貸付2-1-1「共済組合貸付金残高照会表」](#)をダウンロードして、ご記入の上、共済センターに提出してください。共済センター到着後5営業日以内に回答文書を郵送いたします。なお、電話及び電子メールでの照会は個人情報保護の観点から受け付けておりません。
- Q3** 貸付予定表の退職時の未返済額と退職手当からの控除額が違う場合は、どのような場合ですか?
- A3** 元利均等返済方式・ボーナス併用を選択されている場合は、退職時の未返済額にボーナス返済分の経過利息が合計されますので、返済予定表の退職時の未返済額と実際の控除額が相違することがあります。

《貸付担当》

退職後の健康保険への加入について

退職日の翌日又は任意継続組合員期間2年を経過した日(満了日)の翌日に共済組合員の資格を喪失しますので、**使用していた共済組合員証(家族が使用していた被扶養者証を含みます。)**は**使用できなくなります。**

共済組合員の資格を喪失後に健康保険の加入手続きをしないしていると、新しい健康保険証等が交付されず、病気やけがをした際に治療費を全額自己負担することにもなりかねません。

資格喪失後のライフスタイルによって、いずれかの健康保険に加入する必要がありますので、手続きの際に、当組合からご自宅あてに送付する「資格喪失証明書」をご使用ください。

〈参考1〉資格喪失証明書の発送時期

種別	送付時期
郵政グループを退職される方	退職日のおよそ1週間後
任意継続組合員期間2年を満了される方	任意継続組合員期間が満了となる月の上旬 ※3月31日満了の場合は3月上旬に送付します。

〈参考2〉資格喪失後のライフスタイルと健康保険の選択肢等

区分	資格喪失後のライフスタイル	健康保険の選択肢	備考
A	自営業	①任意継続組合員となる [退職日から20日以内に掛金を払い込む必要があります ・加入できる期間は最長で2年です ②国民健康保険に加入する ③家族の被扶養者となる [被扶養者の認定基準を満たす必要がありますので、必ずなれるわけではありません]	・退職時点で組合員又は被扶養配偶者が60歳未満の場合、国民年金第一号被保険者への種別変更が必要です
	短期アルバイト(社会保険適用外の方)		
	年金受給者等の未就業の方		
B	郵政グループ会社のパートタイマー等の期間雇用社員(労働時間週20時間未満の方)	①任意継続組合員となる ②国民健康保険に加入する ③家族の被扶養者となる	・在職中に使用していた共済組合員証等は引き続き使用できません ・資格喪失証明書は破棄してください
	高齢再雇用フルタイム勤務社員	①任意継続組合員となる ②国民健康保険に加入する ③家族の被扶養者となる	
C	高齢再雇用短時間社員	①任意継続組合員となる ②国民健康保険に加入する ③家族の被扶養者となる	・引き続き再就職する場合、資格喪失証明書は必要ありませんので、破棄してください ・退職日から1日以上期間が空く場合は、再就職までの間は区分Aと同じく①～③のいずれかに加入する必要があります
	正規社員(短時間勤務コースの方)		
	郵政グループ会社のエキスパート又はパートタイマー等の期間雇用社員(労働時間週20時間以上等の条件を満たす方)		
	民間企業の正社員等(社会保険適用の方)		
	公務員		

《標準報酬・任継担当》

任意継続組合員になるには届出が必要です

退職日から20日以内に初回の任意継続掛金を納付していただく必要があるため、退職日から10日以内(土日及び祝日の場合は前営業日)に「任意継続組合員となるための申出書」を共済センターに提出してください。

なお、掛金の前納割引(年払い及び半年払い)を希望する場合は、退職月の末日までに掛金を納付していただく必要があるため、必ず退職日の10日前(土日及び祝日の場合は前営業日)までに「任意継続組合員となるための申出書」を共済センターに提出してください。

- (注1) 「任意継続組合員となるための申出書」は、必ず共済センターへ提出してください。勤務先の郵便局等へ提出されても手続は完了となりません。
 (注2) 「任意継続組合員となるための申出書」の提出期限、掛金の納付期限は遵守してください。期限を過ぎてしまうと、遅延事由書の提出が必要となります。
 (注3) 高齢再雇用フルタイム勤務社員及び高齢再雇用短時間社員となった場合は、任意継続組合員となれませんので、試験を受けられている場合は高齢再雇用フルタイム勤務社員及び高齢再雇用短時間社員とならないことが決まった後に「任意継続組合員となるための申出書」を共済センターへ提出してください。

任意継続組合員の制度について

1. 加入期間	任意継続組合員として加入できる期間は最長2年間です。
2. 加入条件	①退職日の前日までに継続して1年以上の組合員期間があること。 ②退職日から起算して20日以内に、初回分の掛金を払い込むこと。
3. 任意継続掛金の納入方法と払込期限	(1)掛金の払込期間 掛金の払込期間は、資格取得日(退職日の翌日)の属する月から資格喪失日の属する月の前月までとなります。 (2)納入方法 月払い、半年払い、年払いがあります。 前納割引を希望された場合、原則として初月分は月払いとなり、次月分以降から前納割引が適用となります。 《注》同一年度内に限り前納することができますが、翌年度にまたがって前納することはできませんので、ご注意ください。 (3)払込期限 ①月払い 初回掛金は退職日から起算して20日以内、次月以降は継続しようとする月の前月の末日となります。 3月31日退職の場合の払込期限 4月分(初回): 4月19日 5月分: 4月30日 ②前納(半年払い、年払い) 掛金の払込期限は、前納に係る期間の最初の月の前月の末日(郵便局が休業日の場合は、その前の営業日)までとなります。 ・掛金を前納すると一定の割引があります。 ・掛金の払込みをすっかり忘れて資格を失う心配もありません。

<3月31日退職者の例>

例1 4月(初回月)から割引適用を受けたい場合
 退職月の末日までに掛金を納付する必要があるため、退職日の10日前(土日及び祝日の場合は前営業日)までに「任意継続組合員となるための申出書」を提出してください。
 払込方法(半年払い、年払い) ※初回分から割引適用あり
 ※払込取扱票は1枚送付 ※半年払い、年払いの前納割引は初月から適用

3月22日 必着 3月31日 納付期限

注意 提出期限の直前に提出されますと、申出書の受理から納付期限までの日数が短く、納付期限までの払込みに間に合わない可能性が生じますので、申出書は余裕をもってご提出ください。

払込方法	月	3月
半年払い、年払い ※初月分から前納割引		「任意継続組合員となるための申出書」提出期間 半年払い 初回(4月～9月分) 年払い 初回(4月～翌年3月分)の任意継続掛金 納付期間

例2 4月(初回月)は月払いで5月以降掛金を前納する場合
 退職日から10日以内(土日及び祝日の場合は前営業日)に「任意継続組合員となるための申出書」を提出してください。
 払込方法(半年払い、年払い) ※初回分割引適用なし
 ※払込取扱票は2枚(4月分、5月分以降)送付 ※半年払い、年払いの前納割引は5月分から適用

3月23日以降 申出書到着分 4月7日 必着 4月19日 4月分 納付期限 4月30日 5月分以降の 納付期限

払込方法	月	3月	4月
半年払い、年払い ※初月分は月払い ※次月分から前納割引		「任意継続組合員となるための申出書」提出期間 初回(4月分)の任意継続掛金 納付期間 半年払い 5月～9月分 年払い 5月～翌年3月分の任意継続掛金 納付期間	

《任継担当》

退職後の氏名または住所等の変更手続

退職後、国家公務員共済組合連合会(KKR)又は日本年金機構から「年金の請求手続を勧奨するための案内状等」が送付されます。

この送付物が正しい氏名・住所あてに送付されるようにするため、退職後、年金を受給するまでの間に氏名又は住所を変更したときは、以下のとおり手続をしてください。

手続の種類	提出先及び照会先
◆住所・氏名変更の手続 ※KKR専用の様式となりますので、KKRのホームページもしくは右記の電話番号にご照会ください。	◆国家公務員共済組合連合会(KKR) 年金部資格管理課 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 TEL:03-3265-8141(代表)
◆その他の手続(60歳未満で退職された方で①、②、③に該当する場合)	
① 国民年金第1号被保険者の方(次の②、③以外の方)	お住まいの市区町村年金窓口
② 国民年金第2号被保険者の方(再就職し、厚生年金の被保険者になった方)	ご本人の勤務先
③ 国民年金第3号被保険者の方(配偶者の被扶養者になった方)	配偶者の勤務先

なお、任意継続組合員になられた方は、これらの手続に加え「氏名等変更届出書」又は「振込口座・住所 新規・変更届出書」を共済センターに提出してください。

※送料は差出人負担となります。

《標準報酬担当》

事故等で病院にかかる場合は必ずご連絡ください

組合員及び被扶養者の方が、下記の例のような「交通事故(自損事故含む)」や「他人の加害行為」によるけがや病気の治療のため、保険証を使用して医療機関等を受診する場合は、**必ず共済組合に事故の状況等を連絡の上、必要書類の提出をお願いします。**

詳しくはホームページをご覧ください。

トップページ中段

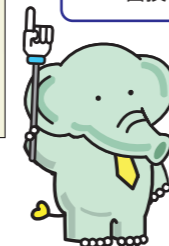


「交通事故」の例

- ア 自転車、バイク、自転車事故
- イ 第三者(親族含む)が運転する自動車等に同乗中の事故
- ウ 相手不明の事故(ひき逃げ)等
- エ 自損事故

「他人の加害行為」の例

- ア 第三者の暴力や傷害行為
- イ 他人の飼い犬やペットに噛まれた
- ウ スーパー等の建物設備の欠陥によるけが
- エ 外食時の食中毒



次の場合は保険証を使用できません!!

- ✓ 労働災害対象の事故
- ✓ 飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故
- ✓ 自傷行為など故意に給付事由を発生させた場合

注意 近年、自転車関連の事故が増加しております。自転車事故の場合に備えるための損害保険等に加入されていないケースが多く、「当事者同士での話し合いが進まない」や「示談をしてしまった」等の事象が発生しております。特に、**当事者同士で示談をされずと当共済組合が負担した医療費を組合員様に請求する場合もある**のでご注意ください。

《給付担当》

こんなときには、被扶養者申告書及び確認資料を提出してください!

被扶養者の認定・認定取消しには手続きが必要です。

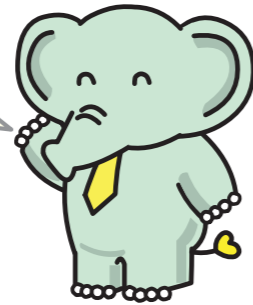
組合員が扶養している家族がいる場合には、認定手続きをしないと被扶養者証(保険証)は発行されません。
また、被扶養者の要件を欠いた場合には、共済組合に申告しなければなりません。

こんなときには手続きを!

右表の事例が生じた場合には、必ず「被扶養者申告書」及び確認資料を提出して手続きを行ってください。

- (注1)「被扶養者申告書」だけでは被扶養者の認定・認定取消しの手続きは完了しません。右表の事実を確認できる資料及び認定の場合は認定要件を満たすことを確認できる公的な確認資料(住民票、所得証明書等)を必ず添付してください。詳細についてはコールセンターへ照会、またはホームページを参照してください。
- (注2)20歳以上60歳未満の配偶者を認定する場合は「被扶養者申告書」及び確認資料と併せて「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届」、認定取消しの場合は「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」等も提出してください。

認定は事実発生日の翌日から必ず30日以内、認定取消しは事実発生日から速やかに手続きしてネ!



ゆうぞうからのお願い

「歯科健診」のお知らせ

組合員の皆さまの健康増進を図るため、無料の歯科健診を開始しました。

無料で お近くの 好きな時に

組合員(ご本人・ご家族)が受けられる!

提携歯科医院で受けられる!
(インターネットで全国の提携医院が確認できます。)

好きなメニューで受けられる!
(年に2回受診できます。)

◆ご自分にあつた内容を選べます。

一般歯科健診

歯科矯正相談

審美歯科治療相談

インプラント治療相談

お申込みは「歯科健診センター」へ

WEB

<http://www.ee-kenshin.com/>

携帯サイト

<http://www.ee-kenshin.com/i/>

上記コールセンター

03-5210-5603 [受付時間] 9:00~18:00 (土・日・祝日は休み)

※ご不明な点はお気軽に直接、歯科健診センターへお問い合わせください。
尚、お申込みはインターネット上からのみとなっております。



《助成担当》

提出が必要な資料

・被扶養者申告書 ・確認資料(下記参照)

こんなとき	認定手続き	認定取消手続き
採用時に扶養家族がいる	生計同一であること、収入を確認できる資料 (例:住民票、所得証明書等)	
結婚又は離婚した	結婚(離婚)日、収入を確認できる資料 (例:婚姻(離婚)届受理証明書、所得証明書等)	離婚(結婚)日を確認できる資料 (例:離婚(婚姻)届受理証明書又は戸籍謄本)
出生又は死亡した	出生日を確認できる資料 (例:住民票等)	死亡日を確認できる資料 (例:死亡診断書等)
同居又は別居した	同居を確認できる資料 (例:住民票)	別居を確認できる資料 (例:住民票又は住民票除票)
扶養替	扶養替する理由が確認できる資料 (例:収入逆転の時は夫婦の前年分源泉徴収票等)	扶養替する理由が確認できる資料 (例:収入逆転の時は同月の給与明細書等)
収入が増減した	減少(収入が限度額※未満)を確認できる資料 (例:様式「給与等証明書[認定用]」等)	増加(収入が限度額※以上)を確認できる資料 (例:様式「給与等証明書[取消用]」等)
※限度額:月額108,334円、かつ、年額130万円 60歳以上の公的年金受給者及び障害年金受給者は月額150,000円、かつ、年額180万円		
就職又は退職した	退職日を確認できる資料 (例:辞令又は離職票等)	就職日を確認できる資料 (例:辞令又は健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの)等)
他の社会保険に加入又は資格喪失した	他の社会保険の資格を喪失した日を確認できる資料 (例:他の社会保険の資格喪失証明書)	他の社会保険に加入した日を確認できる資料 (例:健康保険証等)
扶養家族が自立した		自立を確認できる資料 (例:所得証明書、様式「給与等証明書[取消用]」、事実申立書等)
雇用保険の受給開始又は受給終了となった	受給終了(月額3,612円以上)を確認できる資料 (例:雇用保険受給資格者証(全ページ))	受給開始(月額3,612円以上)を確認できる資料 (例:雇用保険受給資格者証(全ページ))
自営業を開廃業した	廃業を確認できる資料 (例:廃業届、直近の確定申告書)	開業等を確認できる資料 (例:開業届、契約書(開店日が分かるもの)等)
障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した		後期高齢者医療制度へ加入したことを確認できる資料 (例:後期高齢者医療受給者証※) ※満75歳に達した場合は確認資料不要

住民票、住民票除票はマイナンバーの記載がないものを提出してください。

《被扶養者担当》

40～75歳未満の被扶養者・任意継続組合員の皆さまへ

特定健診を受けて健康管理! 家族の幸せを支えるのはあなたです!

① 自分の健康を気にかけていますか



毎日、家族の健康に気を配っているあなた! ご自分の健康のことは後回しになっていませんか? もし、あなたが病気で入院したら、家事や育児はどうしますか?

例えば、糖尿病の治療で2週間入院したら、入院費8万円、家事代行費用3万円(2,500円/H)×2時間×6回)、その他、外食費もかかります。

② 忙しくても、受診出来ていますか



そこでおススメなのが、特定健診! 特定健診にかかる時間は約1時間。もし、病気で通院したり、入院することを考えれば、わずかな時間です。

いつも家族のために頑張っている自分のために1年に1回だけ時間を作ってみてはいかがでしょうか。

③ 健康な方、太っていない方も受診しましょう



生活習慣病は、初めのうちは自覚症状が全くありません。例えば、糖尿病だと40歳以上の日本人、男性の3人に1人、女性の4人に1人が患者又は予備軍だと言われていて、決して他人事ではないんですよ!

糖尿病は自覚症状がないのに、放っておくと失明したり足を切断する恐れもある怖い病気なんですよ!

※出典:日本糖尿病学会HP

④ 病気が見つかったら怖いと思いませんか



糖尿病やその他の生活習慣病は、脳梗塞や心筋梗塞を引き起こす怖い病気です。でも、早めにその兆候を発見し、生活習慣を見直せば確実に悪化を防ぐことができます。

当共済組合では、特定健診を受診した方の中から一定の基準に該当する方を対象に生活習慣の改善を行う無料の特定保健指導を実施しています。

例 糖尿病にかかる費用	
① 早期に予備軍と分かった場合 特定保健指導を利用して 費用 0円	② 糖尿病で服薬が必要な場合 1月あたり 3,000円～10,000円

⑤ 病院に通っていても、特定健診を受診しましょう



いえいえ... かかりつけ医は、治療目的の検査をしますが、それ以外の検査はしないことが多いのです。例えば、貧血の検査を受けているから、糖尿病かどうか分かるわけではないんです。

⑥ 毎年、特定健診を受ける習慣になっていますか



大切なのは続けることです。日々の努力があなたの将来の健康につながり、家族の幸せを支えます。

特定健診を毎年受診することで、あなた自身の状態が分かり、加齢に伴う早めの変化に気付くことができます。

⑦ 特定健診の受診のしかたを理解していますか



簡単です! 例年7月頃までに特定健診の受診券を同封した定形外の封筒が送付されてきますので、同封の「受診のしかた」を参考に実施機関一覧表から希望の実施機関へ電話で予約します。

受診日当日には、受診券と被扶養者証を持参してください(受診料は無料です。)

無料 「特定健康診査(※1)受診券」

平成28年度の有効期限(※2)は平成29年3月31日までです。

今年度満40歳から74歳の被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者の方に対し、組合員の自宅あてに郵送しています。

更に 受診券を使って人間ドックを受検すると...

特定健診の費用分を窓口で割引(※3)を受けられる場合があります。併せて、任意継続組合員人間ドック又は被扶養配偶者ドックの助成(※4)を受けられる場合があります。この機会に健診機関へ予約し、受診しましょう!

※1 特定健康診査とは、糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送るために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診プログラムです。
 ※2 75歳に達する方は、誕生日の前日まで受診可能です。
 ※3 集合契約Aの場合は7,020円、集合契約Bの場合は都道府県により異なります。
 ※4 詳細はホームページの「特定健康診査・特定保健指導」>「特定健康診査・特定保健指導の実施について」をご覧ください。 《助成担当》

平成29年度送金 スケジュールのお知らせ

貸付金送金スケジュール

書類の送付先：貸付・みらい担当

申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日	申込締切日	送金予定日
平成29年 2月23日(木)	4月5日(水) (4月第1回)	6月27日(火)	8月7日(月) (8月第1回)	10月24日(火)	12月5日(火) (12月第1回)
3月10日(金)	4月20日(木) (4月第2回)	7月10日(月)	8月21日(月) (8月第2回)	11月9日(木)	12月20日(水) (12月第2回)
3月28日(火)	5月10日(水) (5月第1回)	7月26日(水)	9月5日(火) (9月第1回)	11月24日(金)	平成30年 1月10日(水) (1月第1回)
4月7日(金)	5月22日(月) (5月第2回)	8月9日(水)	9月20日(水) (9月第2回)	12月6日(水)	1月22日(月) (1月第2回)
4月21日(金)	6月5日(月) (6月第1回)	8月25日(金)	10月5日(木) (10月第1回)	12月20日(水)	2月5日(月) (2月第1回)
5月11日(木)	6月20日(火) (6月第2回)	9月8日(金)	10月20日(金) (10月第2回)	平成30年 1月10日(水)	2月20日(火) (2月第2回)
5月26日(金)	7月5日(水) (7月第1回)	9月25日(月)	11月6日(月) (11月第1回)	1月23日(火)	3月5日(月) (3月第1回)
6月9日(金)	7月20日(木) (7月第2回)	10月10日(火)	11月20日(月) (11月第2回)	2月7日(水)	3月20日(火) (3月第2回)

※申込締切日は、共済センターへ書類が到着する日です。

検診費等助成金送金スケジュール

書類の送付先：助成担当

	助成請求項目	請求締切日	送金予定日
1	被扶養配偶者人間ドック検診費 任意継続組合員人間ドック検診費	受診日から起算して 2年以内	毎月25日(※1)(土日祝日の場合は、前営業日)まで に到着した請求書については翌月20日(土日祝日の 場合は、翌営業日)
2	がん検診費等		
3	脳ドック検診費		
4	社内レクリエーション行事助成	レクリエーション実施後 10日以内	提出書類が到着した日の属する月の翌々月5日 (※2)(土日祝日の場合は、翌営業日)
5	サークル レクリエーション 行事助成	事前承認申請	実施日の1か月前まで
		概算払請求(※3)	概算払希望日の 1か月前まで
		精算請求(※4)	大会実施後10日以内
			提出書類が到着した日の属する月の翌々月5日 (※2)(土日祝日の場合は、翌営業日)

※1 平成29年4月及び12月は送金日程が異なります。

4/20到着分までが5/22送金、12/19到着分までが翌年1/22送金となります。

※2 平成29年5月及び平成30年1月のみ送金日が異なります。平成29年5月は、5/10送金、平成30年1月は1/10送金となります。

※3 事前に送金が必要と認められる場合に限り。また、実施後必ず精算請求を行ってください。

※4 精算請求は、概算払請求の助成金額と精算額が同額の場合でも、必ず行ってください。

短期給付金送金スケジュール

書類の送付先：給付担当

A 自動送金となる給付金

高額療養費・附加給付 のみ
【どんなとき?】

- ・1つの医療機関で、保険分の自己負担が25,000円(上位所得者は50,000円)を超えたとき
- ・2つ以上の医療機関で、保険分の自己負担がそれぞれ21,000円を超えたとき等

※右表B-④の場合、自動送金の対象外です。

【送金の仕組み】

医療機関から共済組合に送付される診療報酬明細書(レセプト)の記載に基づき、共済組合のシステムで自動計算され、組合員の口座に送金します。

診療月	最短の送金予定日(月1回)
平成28年12月診療	平成29年4月5日(水)
平成29年1月診療	5月10日(水)
平成29年2月診療	6月5日(月)
平成29年3月診療	7月5日(水)
平成29年4月診療	8月7日(月)
平成29年5月診療	9月5日(火)
平成29年6月診療	10月5日(木)
平成29年7月診療	11月6日(月)
平成29年8月診療	12月5日(火)
平成29年9月診療	平成30年1月10日(水)
平成29年10月診療	2月5日(月)
平成29年11月診療	3月5日(月)

左表Aの注意点

- 自動送金予定日は「**受診月から最短で4か月後**」が目安となります。
- 医療機関から共済組合へレセプトの到着が遅れる場合、送金予定日も遅れます。ただし、**右表B-④のように、共済組合で自動送金を停止している場合がありますので、特に初めて高額療養費等の給付を受ける方は、受診月から4か月後の送金予定日以降に送金が確認できない場合、共済組合にお問い合わせください。**
- 自動送金の場合、決定通知等の送付は行っておりませんのでご了承ください。

B 請求書の提出が必要な給付金

- ①組合員証未使用の療養費、装具代、弱視治療用眼鏡代 等
- ②出産費、出産費附加金 等
- ③傷病手当金、休業手当金 等
- ④左表Aの自動送金対象外の高額療養費等
 - ・国や地方自治体の医療費助成を受けている(またはその可能性があると共済組合で判断した)療養者で、共済組合からの高額療養費等の自動送金が停止している方
 - ・医療機関(外来)と調剤薬局の自己負担を合算すると、高額療養費算定基準額を超える場合

支払可能な診療月(④のみ適用)	共済センターに請求書が到着した日	送金予定日(月2回)
平成28年12月診療まで	平成29年3月3日(金)到着まで	4月5日(水)
	3月17日(金)到着まで	4月20日(木)
平成29年1月診療まで	4月5日(水)到着まで	5月10日(水)
	4月14日(金)到着まで	5月22日(月)
平成29年2月診療まで	5月2日(火)到着まで	6月5日(月)
	5月19日(金)到着まで	6月20日(火)
平成29年3月診療まで	6月5日(月)到着まで	7月5日(水)
	6月20日(火)到着まで	7月20日(木)
平成29年4月診療まで	7月5日(水)到着まで	8月7日(月)
	7月20日(木)到着まで	8月21日(月)
平成29年5月診療まで	8月4日(金)到着まで	9月5日(火)
	8月18日(金)到着まで	9月20日(水)
平成29年6月診療まで	9月5日(火)到着まで	10月5日(木)
	9月20日(水)到着まで	10月20日(金)
平成29年7月診療まで	10月5日(木)到着まで	11月6日(月)
	10月20日(金)到着まで	11月20日(月)
平成29年8月診療まで	11月2日(木)到着まで	12月5日(火)
	11月20日(月)到着まで	12月20日(水)
平成29年9月診療まで	12月5日(火)到着まで	平成30年1月10日(水)
	12月15日(金)到着まで	1月22日(月)
平成29年10月診療まで	平成30年1月5日(金)到着まで	2月5日(月)
	1月19日(金)到着まで	2月20日(火)
平成29年11月診療まで	2月5日(月)到着まで	3月5日(月)
	2月20日(火)到着まで	3月20日(火)

右表Bの注意点

- 送金予定日における請求書の到着締切日は、原則として、毎月5日又は20日(休みの場合は前営業日)となっております。ただし、大型連休が近い**4月、9月及び12月は、当共済センターでの送金手続の都合上、変則となりますのでご注意ください。**
- 以下の場合は、当該送金予定日に送金されないことがあります。
 - ・共済組合に到着した請求書等に不備があった場合
 - ・共済組合に登録されている送金先口座情報と、現時点で使用されている給与口座名・番号等が一致しない場合

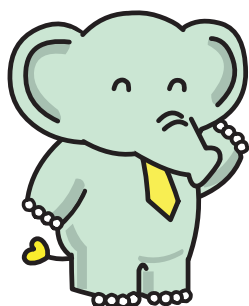
※短期給付金が送金された場合は、ゆうちょ銀行の給与口座通帳に、送金元「**郵政共済 短期経理**」と印字されますので、通帳への印字をもって共済組合から送金されたことを確認してください。

「被扶養者等の特定健康診査に係るアンケート」へのご回答

平成28年度特定健康診査(以下「特定健診」といいます。)の対象となった被扶養者等の皆さまにおかれましては、受診券同封のアンケートに多数のご回答をいただき、ありがとうございました。
皆さまから寄せられた主なご意見、ご質問についてお答えします。

<p>Q1 受診券が単身赴任中の配偶者(組合員)あてに届いた。 同封の実施機関一覧(以下「一覧」といいます。)は私(被扶養者)の居住地のものとは異なるため、改善してほしい。</p>	<p>A1 いただいたご意見を踏まえ、平成29年度から受診券の送付先及び一覧の地域を変更します。 ご希望の場合は、平成29年4月末までに、「<u>受診券送付先変更届</u>」(※1)を共済組合へご提出ください。 なお、期日までにご提出がない場合は、共済組合に登録されている組合員住所への送付となりますのでご了承ください。</p>
<p>Q2 受診券を早めに送付してほしい。</p>	<p>A2 例年の送付時期(毎年6~7月上旬)より前の送付をご希望される場合は、「<u>受診券交付申請書</u>」(※2)をご提出いただくか、4月1日以降コールセンターへお電話ください。</p>
<p>Q3 検査項目を増やしてほしい。 がん検診も受けられると良いのに…</p>	<p>A3 特定健診の検査項目は法令で定められているため、ご了承ください。 なお、がん検診については、所定の要件を満たす場合、共済組合で検診費を助成しています。詳しくはHPをご覧ください。</p>
<p>Q4 送付された一覧の実施機関以外では、特定健診を受けられないのですか？</p>	<p>A4 紙面の都合で一覧を宛先住所の地域に限定していますが、HPに掲載している一覧の実施機関であれば、受診できます。</p>
<p>Q5 自分の住んでいる市区町村だけではなく、他の地域の一覧も送付してほしい。</p>	<p>A5 HPに掲載している一覧で気軽に検索することができますので、是非ご利用ください。平成29年度は更に使いやすく改善します。 なお、他の地域の一覧の送付をご希望される場合は、コールセンターへお電話ください。</p>

※1※2 HPからダウンロードできます。



今回のアンケートで、ご自身の健康のことや、どうすれば特定健診を受けやすくなるかなど、熱心に考えてくださる方が多数いらっしゃることを知り、大変嬉しく思います。
今後も担当一丸となって、皆さまの健康をサポートして参りますので、ご協力をお願いします。

《助成担当》

社内レクリエーション行事に対する助成申請期限について

健康増進を目的として、スポーツ等を社内レクリエーション行事として実施した場合、当共済組合では、その費用の一部を助成しています。(年度内1事業所1回限り)

社内レクリエーション行事に対する助成申請期限は、**実施後10日以内**となっています。

これから年度末を迎えるにあたり、期限を過ぎてからの申請は、助成ができないことがありますので、ご注意ください。
助成手続の詳細は、共済組合ホームページをご覧ください。

HOME ▶ 歯科健診／禁煙のすすめ／宿泊・レク助成／スポーツクラブ ▶ レクリエーション行事への助成

《助成担当》